

申請時に必要な書類 【窓口（本人が申請される場合）】

① 水道使用に関する交付申請書（様式1） 【必須】

※窓口にも様式を準備しております。窓口で記入していただいても構いません。

② 本人確認ができる書類 【必須】

運転免許書・健康保険の被保険者証、個人番号カード、住民基本台帳カード（住所記載があるもの）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書みなされる外国人登録証明書等

その他で証明できる書類があればご相談ください。

③ 発行手数料 【必須】

1件につき300円

※上記の1件とは1年以内となります。また、それぞれ別の証明書を発行する場合もそれぞれ300円が必要となります。（例：令和6年度と令和5年度の収納証明書と給水中止届が必要な場合は3件となります。）また（例：令和6年2月1日～令和7年1月の場合は1件となります。（1年以内のため）

④ 契約者の氏名及び当該住所が記載されている書類 【該当する場合必要】

②の本人確認書類が証明書の必要な住所と異なる場合、本人確認書類と併せて、（賃貸借契約書、営業許可書、水道使用量等のお知らせ（検針票）、その他郵送物等）（写し可）で住所の確認を行います。

なお、企業団に届け出ている請求先住所又は、移転先住所と本人確認書類の記載住所が一致している場合、④の追加書類は不要です。